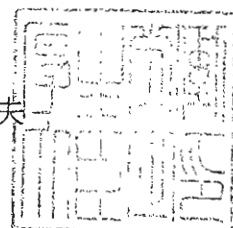


厚生労働省発食安 0421 第1号
平成 23 年 4 月 21 日

食品安全委員会

委員長 小泉 直子 殿

厚生労働大臣 細川 律夫



食品健康影響評価について

フルジオキシニルについては、農薬に関して食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき平成19年6月25日付け厚生労働省発食安第0625006号により、食品添加物に関して同条第1項の規定に基づき平成20年11月20日付け厚生労働省発食安第1120003号により、貴委員会に対し同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について依頼し、平成21年7月16日付け府食第682号により結果について通知されました。しかしながら、その後、フルジオキシニルを用いた遺伝毒性試験で陽性の結果が海外で報告されたことが判明したことから、国立医薬品食品衛生研究所に依頼し改めて遺伝毒性試験を実施したところ、陰性との報告を受けたことから、当該海外での報告及び今回実施した遺伝毒性試験の結果の取扱いについて、同法第24条第3項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

